

簿会計 第1  
平成28年10月24日



篠山市監査委員 畑 利清 様  
篠山市監査委員 河南 克典 様

篠山市長 酒井 隆



### 監査結果における監査意見に対する措置の状況について

みだしのことについて、定期監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により、つぎのとおり報告します。

記

#### 1 措置を講じた部局 会計課

#### 2 措置状況

監査意見	公金の運用について
講じた措置の状況	
1 公金運用の現状	
地方自治法の規定により会計管理者は公金を預金やその他の最も安全で確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされており、当市では昨今の長引く低金利の影響により年々厳しくなる利息収入を維持するため、基金において債券での運用額を年々増額して対処しています。	
(1) 歳計現金、歳計外現金における支払準備金	
・決済性の普通預金（利息の付与なし、ペイオフ対象外）で保管しています。	
・支払準備金に余裕があれば、その一部を定期預金（期間1ヶ月、元金自動継続）で保管しています。	
(2) 基金	
基金により資金の必要な時期が異なるため、定期預金を基本として借入金のある金融機関にて管理・運用をしています。	
また、債券での運用の場合、安全確実で収益性の高い国債か地方債またはそれに準ずるものに限られることと購入単位が最低1億円という条件があるため、資金の流動性（必要な時期）を把握して類似の基金（減債基金や果実運用型の基金）ごとに一つにまとめて管理・運用をしています。	
2 意見（債券による一括運用）に対する措置について	
支払準備金の歳計現金及び歳計外現金での運用は、当市の現状からすれば現行同様に余裕ある資金を短期の定期預金で保管するのが最善策と考えています。	
債券については、日銀のマイナス金利導入以後国債などの利回りがマイナスで推移し、以前のような運用益が望めない状況の中で安全で確実な収益性の得られる債券での一括運用を可能にするために、現行の運用規定を見直して運用の方針を定めていきます。	